

総務財政委員会記録(No.16)

1 日 時 令和7年11月5日(水)
午前10時08分 開会
午前11時24分 閉会

2 場 所 第6委員会室

3 出席委員(9人)

委員 長	村 上 幸 一	副 委 員 長	大久保 無 我
委 員	吉 村 太 志	委 員	鷹 木 研一郎
委 員	廣 田 信 也	委 員	村 上 直 樹
委 員	宇都宮 亮	委 員	永 井 佑
委 員	小金丸かずよし		

4 欠席委員(1人)

委 員 伊 崎 大 義

5 出席説明員

政策局長	小 杉 繁 樹	WomanWill推進室長	遠 坂 佳 将
WomanWill推進室次長	田 端 亮 平	総務市民局長	三 浦 隆 宏
地域・人づくり部長	久 芳 順 一	生涯学習課長	千々和 圭 輔
財政・変革局長	武 田 信 一	市政変革推進室長	星之内 正 毅
市政変革推進室次長	安 德 一 紀	税 務 部 長	上 野 正 彦
税 制 課 長	喜多川 幹 生		外 関係職員

6 事務局職員

委員会担当係長 伊良皆 公 一 書 記 西 嶋 真

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	請願第3号 所得税法第56条の廃止について	継続審査とすることを決定した。
2	持続可能な都市経営のあり方について	財政・変革局から別添資料のとおり、説明を受けた。
3	指定管理者の指定の一部変更について	政策局から別添資料のとおり報告を受けた。
4	次期「北九州市生涯学習推進計画」について	総務市民局から別添資料のとおり報告を受けた。

8 会議の経過

(請願第3号について文書表の朗読後、口頭陳情を受けた。)

○委員長(村上幸一君) 開会します。

本日は、請願の審査及び所管事務の調査を行った後、政策局から1件、総務市民局から1件、それぞれ報告を受けます。

初めに、請願の審査を行います。

請願第3号、所得税法第56条の廃止についてを議題とします。

本件については、議会に意見書の提出を求めるものですが、審査の参考とするため、当局の説明を求めます。税制課長。

○税制課長 それでは、請願第3号について説明いたします。

所得税法第56条は、納税者と生計を一にする親族が、その納税者の営む事業に従事する場合、これらの親族を事業専従者と言いますが、この事業専従者に対して支払われる給与等の対価は、当該納税者に係る所得の計算上、必要経費に算入しないということとされております。また、所得税法第57条は、この必要経費の特例としまして、青色申告書を提出する事業主、いわゆる青色申告者については、事業専従者に支払った給与の全額、実額を必要経費に算入。また、青色申告書を提出しない事業主、いわゆる白色申告者につきましては、この給与実額ではなく、配偶者であれば最大86万円、その他の親族であれば最大50万円を必要経費とみなすということにしております。

これらの制度につきましては、親族間の恣意的な所得分割による租税回避行為、これを防ぐ観点から設けられているということでございまして、帳簿等によって給与支払い等の実態が確認できる青色申告者と、そのような実態把握が比較的難しい白色申告者、この両者の間で取扱いに違いが生じているということでございます。

所得税法第56条の取扱いそのものにつきましては、現状、平成16年11月の最高裁判決におきまして、合憲かつ妥当とされているところではございますが、一方で、国におきましては今後の課題として、青色申告者と白色申告者との間でこの記帳レベルが異なる実態を踏まえまして、丁寧に検討を行うとされております。

いずれにしましても、この問題は、いわゆる法律上の問題でございますので、当局としましては国による検討の状況を引き続き見守ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○委員長（村上幸一君） それでは、請願の審査を行います。請願は議会に意見書の提出を求めるものとなっておりますので、委員の皆様には請願に対する御意見などをお願いいたします。また、執行部に対しては、意見や要望ではなく、説明に対する質問を行っていただきたいと思っております。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後に、簡潔、明確に答弁を願います。

それでは、請願に対する意見や執行部への質問はありませんか。永井委員。

○委員（永井佑君） よろしく申し上げます。私たち日本共産党市会議員団は、本日の請願に賛成の立場です。

今日も触れられましたが、国連からの勧告、また、政府の見解などから、人権問題として差別的税制をこれ以上放置せず、家族従業者の労働の社会的評価、働き分を正當に認めるため、所得税法第56条を廃止することを求めるものです。

8月25日には、物価高騰から市民の暮らしと事業者の経営を守ることを大事な柱の中に位置づけました2026年度の予算提案を市長に直接行いました。北九州市には国に対し、本日の口頭陳情にも触れられていたとおり、家族の労働を正當に経費として認めない所得税法第56条の廃止を強く求めることを同時に要請しました。全国でも同趣旨の請願が採択された自治体が、9月末時点で582自治体と聞いています。県内でも26自治体となっていて、福岡県の約半分まで来ています。

説明の中で、国での議論を、検討を丁寧に見守っているというお話がありましたが、我が党はこれまでも、市民の願いと一体に、国や市に対して働きかけを行ってきました。先ほど紹介した予算提案もその一つです。

本市としては、こういう税制の関係で所得税法56条、丁寧に国のやり取りを見守っていくというお話でしたが、例えば、本市はSDGsの未来都市ですね、それでジェンダー平等の観点で言えば、この男女の賃金の格差であったりとか労働の問題というのは、問題意識を持っていいところだと私は考えています。

国とのこういう税制の問題に関して、やり取りする機会というものはないのでしょうか。

○委員長（村上幸一君） これは、執行部に対する説明に対しての質問ということでいいですか。永井委員。

○委員（永井佑君） そうです。説明に対して。

○委員長（村上幸一君） いいですね。じゃあ、答弁をお願いします。答弁は着席で結構です。税制課長。

○税制課長 それでは、着席で答弁させていただきます。

国との税制改正に関する議論といいますか、そういう意見交換の場といったところでございますと、例えば、直接市単体で国と議論する場というのは、今のところないと考えておりますけれども、私どもは指定都市としまして、指定都市市長会であったり、また地方六団体である全国市長会、全国町村会、いろいろ地方団体の集合体といいますか、そういったところで毎年、例えば、税制改正に関する要望であったりとかを提出する機会などございます。直接議論を交わすというのは、あまり頻繁にというか、そう見受けられませんけれども、要望を提出する場というのは、毎年あると把握しております。以上でございます。

○委員長（村上幸一君） 永井委員。

○委員（永井佑君） その中で、この所得税法56条に対しては、議論に上がったことはあるんですか。

○委員長（村上幸一君） 税制課長。

○税制課長 私の記憶する限りでは、北九州市は指定都市市長会に関係しますけれども、その中におきましては、特段、今のところ所得税法56条について具体的な議論というのは、聞いたことがございません。以上です。

○委員長（村上幸一君） 永井委員。

○委員（永井佑君） ありがとうございます。

意見書を提出してくださいという請願内容なので、これからも私たちはその立場で意見書を議会に提出して、多くの会派の皆さんに賛同いただきたいという旨を申し上げておきます。

ただ、北九州市の立場として、先ほども申し上げましたが、やはりジェンダー平等の観点で言えば、SDGs 17のゴールの中でも大変重要な目標として位置づけられていますよね。その中で諸外国から、どんないいことやっていますが、日本の国はジェンダーの点で非常に遅れているという評価がいまだにされています。やはり日本の国全体として、ジェンダー平等に向かって努力することが、今求められていると私は考えます。ですので、北九州市には、SDGs 未来都市として、そういう税制の場で議論を呼びかけるという立場で、今後臨んでいただきたいということを強く要望して、私からは終わります。

○委員長（村上幸一君） 要望ということですね。ほかに質問、意見はありませんか。小金丸委員。

○委員（小金丸かずよし君） 小金丸です。よろしくお願いたします。

今回の所得税法第56条の廃止に対しての意見書を提出するということに対しての意見を、意見といいますか、私の感想も含めて申し上げさせていただきます。

私も、企業経営を長年させていただいた身としての発言になりますけれども、もともと青色申

告との不公平な扱いというのが一つの課題、一つの大きな柱になっているのではないかなと思います。

青色申告では、記帳義務などの条件を満たせば、給与全額が経費として認められるのに対しまして、この白色申告では完全に制限をされているという点。もう一つは、先ほど永井委員がおっしゃったように、全国で580自治体以上が廃止を求める意見書を採択しているという点で、北九州市も検討すべきじゃないかという点。ただし、一方で、この条文は、もともと所得分散による租税回避を防ぐ目的で設けられた経緯がございますので、今後もやはり慎重な検討も含めて話し合っていくべきだなと感じております。以上、私の意見として述べさせていただきます。

○委員長（村上幸一君） ほかにありませんか。宇都宮委員。

○委員（宇都宮亮君） よろしくお願ひします。請願者の方に、1点質問があります。

○委員長（村上幸一君） 質問はできないんです。宇都宮委員。

○委員（宇都宮亮君） あ、できないんですね。じゃあ、意見として、すみません。

この内容について、数字的な根拠が必要だと個人的に考えています。どれだけの事業者が所得税法第56条について苦しめられているのか、これを数字として見て、青色事業専従者給与の届出、これを出しているのか。これを出さずして、所得税法第56条の違反をしている事業者件数というのを洗い出す必要があるかと考えています。結論としては、国税庁への情報公開請求書を出して、全国的な構成件数と加算税賦課件数、告発件数、こういった数字をそろえることが必要だと考えています。そういった件数、内容を調べられているのかって聞いたかったんですけども、そこは話し合っていくべきかなと思っています。

先ほど小金丸委員がおっしゃったように、家族間での所得分散を防ぐ目的、家族間の金銭やり取りは、実質的に同一の財布から出て同じ財布に戻るという考え方に基づいたこの所得税法第56条の条文自体というのは、よく理解できるものだと考えています。なんですけれども、法人化すれば、家族を社員として雇って給与を経費計上できるという、この不公平さというのは見直すべき部分だとは、個人的にも考えています。

その見直しの材料というのをしっかりとそろえることができたらと思っていますので、もう少し議論を重ねていくべきだと考えています。僕からは以上です。

○委員長（村上幸一君） 御意見ということでよろしいですね。ほかにありませんか。大久保委員。

○委員（大久保無我君） 私も一つ意見させていただきます。

制度としては、青色、白色という申告の形態がありますということで、青色申告があるので、そっちにしたほうが控除とか必要経費として、より認められますよという話だったと思います。これは多分、いわゆる税務当局の考え方だろうと思います。

うちも、実家が家族経営をしていましたので、私も手伝ったりしたこともあったのでそうい

う状況はよく分かるんですけども、そういう手伝いであつたりとか、様々な形態があると思います。そういうことを踏まえたら、青色申告だけで解決できる問題でもないし、白色申告と青色申告という制度全体の在り方というものを、やっぱり一度しっかりと見直さなきゃいけないのかなとも考えました。ですので、私の意見としたら、今の制度自体が果たして完全なのかというところも、しっかりとこれから議論していかなきゃいけないなと思います。課題がまだまだあるということで、しっかり研究、検討していかなきゃいけない話と考えております。以上です。

○委員長（村上幸一君） 意見でよろしいですか。ほかにございませんか。

ほかになければ、本件については慎重審議のため、本日は継続審査にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で請願の審査は終わります。

次に、所管事務の調査を行います。

持続可能な都市経営のあり方についてを議題とします。

北九州市官民共創ガイドライン（素案）について報告を兼ね、当局の説明を受けます。市政変革推進室次長。

○市政変革推進室次長 では、資料に基づきまして、北九州市官民共創ガイドラインの素案について説明させていただきます。

1、ガイドライン策定の背景と目的でございます。

本市では、社会経済状況の変化や市民ニーズの複雑化、多様化といった構造的な課題に直面しております。これらの課題に対応するためには、行政単独の力だけでは限界がありまして、民間の活力やノウハウを積極的に生かす公民連携の推進が不可欠であると認識しております。これまでも、本市では、指定管理者制度やPFIといった公民連携の手法によりまして、公共サービスの効率化を進めてまいりました。しかし、それらの多くは、行政側が仕様や条件を決めて、民間側が実行するという発注者と受注者の関係性が基本でありました。今、我々に求められているのは、この公民連携をさらに一歩進めまして、行政と民間が対等なパートナーとして未来を共に創り出す官民共創への転換だと考えております。これは単なるコスト削減にとどまらず、民間の自由な発想や創造性を最大限に発揮していただくためにはどうすればよいかという発想の転換が急務となっております。

こうした背景や本市の置かれた状況の下、昨年実施されました総務財政委員会の先進地視察によります指針、ガイドラインの策定に関する御提言も踏まえまして、官民共創を市全体で推進するための羅針盤として、この北九州市官民共創ガイドラインの素案を策定したところでございます。

2、ガイドラインの対象、主なターゲットでございます。次の2つとなります。

1つ目でございますが、北九州市の行政職員、市の内部ということでございます。具体的には、課題解決に意欲があるものの、前例のない挑戦や組織内での説明方法に戸惑いを感じ、一歩を踏み出せずにいる職員を主なターゲットとして想定しております。

2つ目でございますが、こちらは北九州市との共創連携を希望する民間事業者の皆様でございます。具体的には、社会課題をビジネスの力で解決したい情熱であるとかアイデアを持っているものの、行政との連携にためらいを感じている事業者様、特にスタートアップ企業であるとか社会起業家の方々というのを想定しております。

このガイドラインが、行政と民間双方にとって官民共創を推進するための共通言語となることを目指しております。

次に、ガイドラインの構成でございます。

3部構成でございます。本市が目指す官民共創を解説、提示しております。

まず、第1部でございますが、官民共創の概念や従来の公民連携との違い、そして行政職員の行政経営から都市経営への視点転換、こちらの重要性を示しています。

第2部でございます。市職員が発注者側から共創パートナーとなるための実践的なノウハウ、例えば、社会的インパクト評価や実証実験から社会実装への道筋などを具体的に提示しています。

そして、第3部でございますが、こちらは民間事業者の方に読んでいただきたい部分でございます。官民共創をビジネスチャンスと捉え、行政と連携するための具体的な手法やコツを示しているところでございます。

これらのガイドラインを通じまして、行政、民間双方の連携のハードルが下がることを目指しているといったガイドライン（素案）になっております。

最後に、4、今後の進め方についてでございます。

この素案につきましては、民間事業者へのサウンディング、対話型の市場調査でございますが、こちらを11月中旬から約1か月程度実施することを想定しております。

このサウンディング調査の結果も踏まえまして、官民双方の視点を取り入れた実効性のある成案へと磨き上げ、年内のガイドラインの策定を目指しているところでございます。なお、素案そのもの、本体につきましては別ファイルで添付しておりますので、後ほど御参照ください。

説明は以上でございます。

○委員長（村上幸一君） ただいまの説明に対して、質問、意見を受けます。質問、意見はありませんか。宇都宮委員。

○委員（宇都宮亮君） ありがとうございます。

このガイドラインについてなんですけれども、前文において、隙のない内容だと個人的に考

えていまして、ただ、これを実際に市職員が、事業者相手に都市経営に参画する対等な立場を築くことに対して、どういう教育をしていくのか、何年ベースで考えていくのかというのがもしあれば、具体的なそのステップを教えていただけるとありがたいです。

○委員長（村上幸一君） 答弁は着席のままで結構ですので。市政変革推進室次長。

○市政変革推進室次長 ありがとうございます。着席のまま答弁させていただきます。

おっしゃるとおり、このガイドライン、公民連携を進めていくためには職員一人一人の意識改革が非常に大事、マインドセットをどう変えていくかというのが最も重要だと認識しているところでございます。そのためにガイドラインに一応書いていますが、例えば、具体的な考え方として、翻訳術とガイドラインの中では書いているんですけども、民間事業者の方々が述べる言葉を、行政がどう受け止めるかというのを文字化しております。

一つ例を言いますと、例えば、民間事業者の方はスピード感を求められるということがあるんですけど、それは、ビジネスの世界では当たり前のことですので、それはそのまま受け止めていきたいと思いますとか、そういった思考の転換をする翻訳の考え方を書かせていただいていること。こういったアプローチをできるだけ仕組み化して、それを文字にして残すことで、人が代わっていても、この取組が進むように努めていきたいというのが、現状の考え方でございます。以上です。

○委員長（村上幸一君） 宇都宮委員。

○委員（宇都宮亮君） ありがとうございます。

本当にそのビジネス用語というか、僕も事業をしている立場として、いろんな変わっていく、その言葉自体もアップデートしていくというのがありますし、これは言葉というよりは、感覚で捉えるところもあるので、結局実践で学んでいくところが多かったりとか、それこそウェビナーだったり、セミナーにしてもですけど、そういった教育は結構必要かなとは思っていますね。なので、この言葉だけにとどまらず、ガイドラインなので、そこの教育の部分に関しては、また、別のステップにはなるとは思うんですけども、そこの対策というのはしっかりしていかないと、言葉だけではきっと追いつかないものがいろいろと出てくると思うので。意見です。

○委員長（村上幸一君） 意見でいいですか。宇都宮委員。

○委員（宇都宮亮君） そうですね。はい、大丈夫です。具体的に考えてもらえるとありがたいです。以上です。

○委員長（村上幸一君） 市政変革推進室次長。

○市政変革推進室次長 ありがとうございます。

これは取組の1本目で、公民連携を進めていく、官民共創を進めていくというのは、恐らく個別のオーダーメイドみたいな話になっていくと思いますので、そこに入るための考え方を文字にして残していきたいという考え方でございますので、御意見をしっかり受け止めて進めていきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（村上幸一君） ほかにありませんか。吉村委員。

○委員（吉村太志君） 少しお尋ねをします。

今回、こういうガイドラインを出すということは本当に素晴らしいことで、今この北九州市も稼ぐ町、そしてまた未来につなげていく。本来、行政というものは、そのためにチャレンジをするということで、僕はこのチャレンジをどんどんして、この北九州市内に全部底力をつけて、どんどん経済を回していく。そしてまた、年長者の皆さんとか福祉、子育てをしっかりとやっていくというようなものなんですけど、一つ私が今この話を聞いていて思ったことなんです、私たちも民間企業の皆様からよく言われます。役所と今一緒に仕事をしているんですが、1年目、説明をしました。2年目、信用してようやくやっていこうと思いました。3年目、よし行きましようと言ったら、担当者が異動になりましたと言って、また一から同じ説明をしていかなければいけないと。

市役所としてもいろんな考えがあって、職場を異動することによって、そこでいろんな全体的なものが見えてくるという、すごく利点は分かるんですが、そういった挑戦しようとしている人たちが、じゃあいきなり行って、すぐ実行ができるかというのは、なかなかできない部分もあると思います。そういった点もあると思うんですけど、どういうふうに今後やっていこうかと思っているのか、少しお聞かせください。

○委員長（村上幸一君） 市政変革推進室次長。

○市政変革推進室次長 民間事業者の方から、市役所の職員が定期的な人事異動があることであるとか、そういった市役所の背景みたいなものも、第3部で民間事業者の方に知ってもらいたいと構成を立てております。例えば、市役所は予算や予算規律が厳しいので、予算編成に入っていないものは容易に予算が出せないといった事情がありますので、例えば、年度当初から夏までの間にそういった提案をいただくことで、より事業化に入りやすいみたいなことを民間事業者の方に伝えている部分がございます。あとは、この官民連携の取組の中では、いろんなステップをしっかり記録で内部のマニュアルとして残していきたい。なので、それに基づきまして、人が替わっても、どういう考え方で進んでいたかをつなげていけるように考えていきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（村上幸一君） 吉村委員。

○委員（吉村太志君） ここは非常に難しいところで、おっしゃっている意味は分かります。ただ、私が今までこの町を盛り上げる事業担当していました、すごい面白いですね、私自身も興味があって、だけど、次の人が違う感覚の人もいます。だから、今言ったようにそれをしっかり記録として残してやっていく。要は、民間の人たちが熱い情熱を持っているのを冷めさせないようにしていく、これが僕はまず第一なのかなと思います。

もう一つちょっとお聞きしたいのが、今、すぐ僕はぴんときたのが、これは発注者側と受注者というのが、これは公共事業、建設業とかもそうなんですかね、同じような。それとは、ま

た、違うんですかね。

○委員長（村上幸一君） 市政変革推進室次長。

○市政変革推進室次長 今まで業務をやっているのが、ほとんどが発注者と受注者の関係であると受け止めてはいます。そのために仕様書を細かくつくって、それを発注者として示しているというのではなく、民間事業者の自由な発想を生かすためには、その仕様をどこまで必要かとか、逆に事業者から意見を聞くというのが必要だと思っていますので、その形を変えていく必要があるのではないかという考え方でつくっているものでございます。

今までの事業者とのやり取りを否定するものではありませんので、新しい取組、こういう取組があるんですよという部分を、この官民共創という形でつくっていきたくと捉えているところでございます。以上でございます。

○委員長（村上幸一君） 吉村委員。

○委員（吉村太志君） 分かりました。私も、まだまだ少し疑問のところもありますんで、個別にちょっと教えていただければと思いますんで、よろしくをお願いします。

○委員長（村上幸一君） ほかに質問、意見はありませんか。永井委員。

○委員（永井佑君） お願いします。先ほどの議論の中で、発注者と受注者があって、行政が定めた仕様条件の達成というものを否定されるものじゃないという話がありましたが、ここで出てきているのは行政と民間の話で、一般市民の要望というのはどのタイミングで吸い上げられるものなんですか、これは。

○委員長（村上幸一君） 市政変革推進室次長。

○市政変革推進室次長 これはガイドラインのルールとして、体制としては、いわゆるワンストップ窓口をつくらうということも併せて検討しております。なので、そこにいただく内容にもよると思うんですけど、企業以外のNPOの方々がいらっしゃったりとか、ちょっと市民の方に要望を聞く場という受け止めではないです。今ないですけれども、事業パートナーとしてのワンストップ窓口は整備していく。そのときに共通言語として、このガイドラインを用意したというような考え方でございます。以上でございます。

○委員長（村上幸一君） 永井委員。

○委員（永井佑君） 私が議論を聞いていて思ったのが、もちろん民間の企業の皆さんも市民でありますよね。ただ、企業の利益と行政の方向性だけで、私はやり取りするものではないと思います。そこに抜け落ちてはいけないのが、やっぱり市民の生の声だと思いますし、先ほど建設業の話もありましたけど、例えば、今草刈りの問題とかで市民から非常に多くの声が上がっていると思うんですよ。発注者が行政で、受注者が地元の様々な会社、企業さんだったりするんですけど、そこに市民の声がないと、行政が従来どおりやればいいということで発注をして、民間企業も効率化を求めてやっていくだろうと思いますが、やっぱりそこに市民の声がないと、今までどおりの環境整備でいいのか、地域づくりでいいのか、そこに住んでいる人たちの

形態もいろいろ変わっていくわけですね。亡くなったりとか施設に入ったり、高齢になったりとか、新しい移住者が来られたりとか、そういうのもありますから。従来どおりのやり方を否定するものではないとおっしゃいましたが、私はそこにできるだけ多く、一人でも多く市民の声を、生の声を反映した、受注者と発注者だけではない、生の声を入れるべきだということは強く申し上げておきたいなと思いますし、ワンストップ窓口でそういう声を聞く機会はあるとおっしゃいましたが、このガイドラインの中にも市民の生の声を聞く機会というのを、ぜひ取り入れていただきたいなということです。

見解があれば、教えてください。

○委員長（村上幸一君） 市政変革推進室次長。

○市政変革推進室次長 これは通常業務も、官民共創も同じなんですけども、やるべきことは、例えば、市民のためにはどういう価値を生むのかとか、地域経済のためにどうなるかというのが目的でございますので、民間事業者がしたいことをするわけでもなく、今言われた市民のニーズを捉えるべきという部分は、本来業務だとは思っております。その本来業務が、おっしゃったようにいろんなニーズが変わっていきますので、そのスピードに行政がついていけない部分もあると。そういったところをこの官民共創で補える分は補いたいというようなのを、考え方として示させていただいておりますので、御意見としてしっかり受け止めていきたいと思えます。以上でございます。

○委員長（村上幸一君） 永井委員。

○委員（永井佑君） よろしく申し上げます。以上です。

○委員長（村上幸一君） よろしいですか。ほかにありませんか。村上直樹委員。

○委員（村上直樹君） すごくいいことだと私自身も思っておりますし、定義の中にも、行政と民間は対等なパートナーという言葉もありますし、対等のパートナーであると同時に、市にとって欠かせないパートナーであると思っております。

いろんな業種の方と話をしていると、さっき吉村委員からもありましたけども、市の職員さんって、ころころ替わるんですよね。だから、全然引継ぎができていなくて、前の担当者はオーケーだったけども、新しくなったら今度は変わったとか、そういう声も聞きます。あと、いろんな業種で、技術って常に進化していっていますから、やっぱり新しい技術がどんどん出てきているんですよね。それが、受注されたときに発注書を見ると、昔の何か古い仕様で、仕様というか、例えば、材料自体も昔のものを使えとか、こんなのを使わなくて今新しいのがもって出ているのにと、それを変えたらどうですかと言ったら、もう昔のままでいってくださいとか、そういう話も聞いているので、多分、これでそういうことがなくなると思いますし、市の職員も新しい技術を勉強する必要も出てくるだろうなと思っておりますので、頑張っていたければと思っております。意見でございます。

○委員長（村上幸一君） 市政変革推進室次長。

○市政変革推進室次長 おっしゃっていただいたとおり、第3部で民間事業者の方に語りかけているんですけれども、やっぱり行政は、何につけても説明責任が発生すると、透明性、公平性を求められますので、なかなか変えにくいという思考回路を持っているということを企業の方に知ってもらいたいということで、文字化した部分もございます。こういったことを事実として受け止めて、今のままじゃ課題解決しないですよねみたいなのを共通言語として、じゃあ、どうしていくかと向き合えるように努めていきたいと思っております。御意見ありがとうございます。

○委員長（村上幸一君） 大久保委員。

○委員（大久保無我君） 意見として言わせていただきます。

民間企業の方たちがいろんな新しい技術とかアイデアとかを持っていったとしても、その担当のところに行ったときに結構仏頂面で、もちろん忙しいというのもあると思います。そしてまた、いろんな営業の方も来られていると思います。そういう中で、まともになかなか取り合っていただけないということも、これまで多々あったと思います。そういう意味では、これから窓口をつくっていただいて、そういった話を聞いていただける場所があるということは、本当にいいことだと思いますし、行政として、今回こういう取組をやっていくというのは、民間とかなり大きく連携しながら、細かな隙間のニーズに対応できることにつながっていくことができたらと思っていますので、引き続き取組を頑張っていただければと思います。以上です。

○委員長（村上幸一君） 意見でよろしいですか。ここで副委員長と交代します。

（委員長と副委員長が交代）

○副委員長（大久保無我君） 村上幸一委員。

○委員（村上幸一君） 私からお尋ねしたいんですけども、ちょっと細かなことになると思いますが、民の定義のところなんですけどね。官民で共創しているんなものをつくり上げていくということなんですけど、そのときに、やっぱり提案者も北九州市民なのか市外の方なのかと、この辺について何か考え方を決めていますか。

○副委員長（大久保無我君） 市政変革推進室次長。

○市政変革推進室次長 市内外の話でございますけれども、現状では、何かの制限をかけるということは考えておりません。社会課題を解決するための、恐らくオンリーワン技術を持っているという企業の助けが得られて、北九州市の課題が解決するのであれば、市内外という考え方は、現状においては考えていないという状況でございます。以上でございます。

○副委員長（大久保無我君） 村上幸一委員。

○委員（村上幸一君） 今言われたように、オンリーワンの技術であればね、それは東京でも海外でも、そういう企業で僕はいいと思うんですけども、同じような技術を市内企業、市外企業持っていたときに、ここに格差を設けていく必要があるのかなと思っているんですが、そこは

どうでしょう。

○副委員長（大久保無我君） 市政変革推進室次長。

○市政変革推進室次長 おっしゃるとおり、オンリーワンじゃない技術も当然あると思います。現段階の考え方でございますけれども、提案をしていただけるということ自体が、企業の一つの力という部分も考えております。その提案者が持っているアイデアをどう横展開するかというのは、我々もちょっと悩みのところでございます、そこはやりながら考えていく部分があるかと思えます。ただ、市内企業の中小企業振興条例もございますので、そういった基本的な考え方をどう捉えていくかというのは、すみません。勉強していきたいと思っております。以上でございます。

○副委員長（大久保無我君） 村上幸一委員。

○委員（村上幸一君） 官民共創はすばらしいことだと思うんですけども、結果としてね、全てその事業はもう東京の企業がやっていたとかということになるんじゃないか、稼げる北九州市をつかっていく上で、本当に僕はその点が非常に気になりますね、その辺のところの配慮をぜひお願いしたいなというのと。

もう一つは、対等なパートナーという言い方なんですけども、どこまでそれが対等で居続けることができるのかなど。例えば、昭和の夏祭りとか盆踊り、これたしか市と民間とが共催していますよね。看板とかちょうちんとかを見たら、当然その中に協賛しているいろんな企業があります。これ協賛している企業に、行政が一体となって、行政の方が協賛のお願いをしたりするようなことも仮にあるかもしれませんよね。そういったときに、例えば、その企業が市の仕事を受注している企業であったりする場合とかもあり得るんじゃないかなと私自身は思っている。いろんなところ、看板とかを見ていって、これは民間の人が100%企業の協賛を集めていったんならあれだけど、行政も声をかけていくと、共催であればそういうこともあり得るんじゃないかなと思うんですけど、そういったところ。だから、僕は何が言いたいのかというと、事業そのものは対等なパートナーなんだけど、要するに、その中で民の人が官から言われると、やっぱり弱いところが当然あるわけですよね。そういったところの配慮が、今後、民間との対等のパートナーとしていく上で考えておられるのかどうか、お聞かせいただきたいと思えます。

○副委員長（大久保無我君） 市政変革推進室次長。

○市政変革推進室次長 途中でも説明差し上げましたとおり、これを進めていくに当たって、恐らく個別のいろんな事例が出てくると思えます。我々行政としては説明責任というものも持っておりますので、今、委員がおっしゃられたようなことを、説明がちゃんとできるものなのか、その内容が正しいものなのかというのを考えながら、配慮しながら進めていきたいと思っております。

現在、ガイドラインの中にそういったものが具体的に書き込まれているかという問いに対しては、現在ではないという状況でございます。以上でございます。

○副委員長（大久保無我君） 市政変革推進室長。

○市政変革推進室長 ちょっと補足して申し上げます。

今回、受注者、発注者という言葉も、私どもから説明いたしましたけども、今回のガイドラインの想定する読者というの、今回配布しました資料に書いています。民間事業者の皆様は、社会課題をビジネスの力で解決したい情熱やアイデアを持つ方や、縦割り行政の壁やアイデアだけ盗まれて終わるのではという不信感から、行政との連携にためらいを感じている方、こういう方を想定する読者、このガイドラインのターゲットとしているところです。

こう言いますと、ある意味、いわゆる市と市の事業を、あるいは市の工事を受注している方を、全体としましては少し絞ったようなところがターゲットに、まずガイドラインをつくっているようなところはございます。ただ、今回お声をいただきましたのは、全体のところで、いろんなところで受注者の方が、実は声に出せなくて困っていることがあったり、あるいはやはり市内、市外という問題があったりと、そういう御指摘を今回改めていただいたと思っておりますので、私どものガイドラインのスコープでしっかり示せるところは、今後も示してまいりたいと思いますし、私たちのガイドラインから少し超えるようなところは、当然その技術監理局部門であったり、しかるべきところに、やはりこういう声はあるよというところを、よく認識を共有して今後も適切な対応を取れるようにしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○副委員長（大久保無我君） 村上幸一委員。

○委員（村上幸一君） ありがとうございます。

これ、実際にやっていくとなると、そういった地元の事業者の方とかから、やっぱりいろんな意見が、我々のところへ来るようになってくるんですね。そういった配慮もぜひお願いできれば、大変素晴らしいなと思います。よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○副委員長（大久保無我君） ここで、委員長と代わります。

（副委員長と委員長が交代）

○委員長（村上幸一君） そのほか御質問、御意見はございませんか。

なければ、以上で所管事務の調査は終わります。

ここで、本日の報告に関係する職員を除き、退出を願います。

（執行部入退室）

次に、政策局から指定管理者の指定の一部変更について、総務市民局から次期北九州市生涯学習推進計画について、以上2件について一括して報告を受けます。W o m a n W i l l 推進室次長。

○W o m a n W i l l 推進室次長 それでは、指定管理者の指定の一部変更について報告いたします。

お手元タブレット、指定管理者の指定の一部変更についてを御覧ください。

1 ページ目の項目 1 の指定概要にありますとおり、対象となる施設は、北九州市立男女共同参画センターでございます。本施設は、ホール、貸室、図書情報室、相談室などを備えた施設で、男女共同参画推進に係る各種市民啓発事業、情報収集、相談の受付、市民や団体の活動支援などを行っております。

このたび、当該施設の指定管理者であります公益財団法人アジア女性交流・研究フォーラムにつきまして、指定の一部を変更し、令和 8 年 3 月 31 日までとしております指定期間を、令和 10 年 3 月 31 日までと 2 年延長するものでございます。2 ページを御覧ください。

項目 2、指定の一部変更の理由でございます。

指定管理者制度を導入している施設のうち、施設の設置経緯や高度な公益性、業務内容などから、特定の団体と密接に関連している施設におきましては、条件付公募で選定した政策連携団体が指定管理者となり、管理運営を行っております。

政策連携団体である公益財団法人アジア女性交流・研究フォーラムにつきましても、その長きにわたる男女共同参画センター運営の実績と経験、男女共同参画行政に関する知識、人的ネットワークなどを理由といたしました条件付公募による指定を行っております。

一方で、競争性を確保するため、令和 6 年 1 月に策定されました北九州市政変革推進プランに基づく経営分析の中で、現在、条件付公募の見直しが進められております。政策連携団体が指定管理者となっている条件付公募の見直しに当たっては、政策連携団体の在り方と政策連携団体が関与している事業分野の見直しを踏まえた検討が不可欠とされております。

これらの見直しにつきましては、市政変革推進プランに定められた集中変革期間、令和 6 年度から令和 8 年度でございますが、これにおきまして検討を行い、令和 8 年度に結論が取りまとめられることとなっております。そのため、令和 7 年度の条件付公募の対象となる指定管理施設につきましては、次期指定管理者の選定プロセスも踏まえまして、現指定期間を原則 2 年延長することとなりました。つきましては、北九州市立男女共同参画センターにおきましても、現指定管理者である公益財団法人アジア女性交流・研究フォーラムと事前に協議をいたしまして、合意したことを踏まえ、現指定期間を 2 年間延長したいと考えております。

なお、指定管理者の指定につきましては、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づきまして議会の議決を経る必要があり、令和 7 年 12 月議会において議決を経た後に、正式に決定することになります。報告は以上です。

○委員長（村上幸一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長 次期北九州市生涯学習推進計画について報告させていただきます。

現在の北九州市生涯学習推進計画が、今年度末でその計画期間が終了するため、次期計画を策定するものとなります。本日は、その進捗状況及び今後のスケジュールについて報告させていただきます。

最初に、次期計画の説明に入る前に、生涯学習について簡単に説明させていただきます。

生涯学習につきましては、教育基本法第3条に生涯学習の理念としまして、国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたってあらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならないとされております。

また、同じく第17条には、教育振興基本計画としましてその第2項で、地方公共団体は、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされております。今回の生涯学習推進計画は、この法律に基づいて策定をしております。

生涯学習といたしますのは、人々が生涯にわたって、あらゆる機会や場所で自発的に学び続ける活動のことを意味しております。その目的は、自己実現、社会参加、職業能力の向上、生活の質の向上など様々でありまして、学習する場所も、家庭や学校、職場、市民センター、図書館、また、オンライン講座などと多様なものとなっております。

生涯学習には、知識や技能、態度などを身につける学習行為である学びの側面だけではなく、それらを生かして行動したり、人と関わりを持つといった行動的な側面である活動も含まれます。

それでは、お手元の資料を基に御説明をさせていただきます。1ページを御覧ください。

北九州市生涯学習推進計画についてです。この計画の策定の趣旨としまして、北九州市生涯学習推進計画は、北九州市基本構想、基本計画の部門計画の一つでございます。先ほど申し上げました教育基本法第17条第2項に基づく、地方公共団体が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画として位置づけております。これまでも平成14年度以降、5年ごとに計画を策定しておりまして、現在の計画は令和3年度に策定しました北九州市生涯学習推進計画“学びと活動の環”推進プランとなります。今年度で5年目を迎え、最終年となることから、次期計画を策定させていただきたいと思っております。

2、次期北九州市生涯学習推進計画の概要についてです。

次期計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度の5年間とし、計画の対象は、主に社会教育と家庭教育の分野としております。

3、策定作業についてです。

次期推進計画の策定に当たりましては、学識経験者や生涯学習、社会教育に関わる団体や経済団体の関係者、市議会議員などから構成される北九州市の附属機関であります社会教育委員会を中心に議論を進めてまいりました。市議会議員に関しましては、総務財政委員からお二人の委員に社会教育委員に御就任いただきまして、議論に参加していただいているところでございます。

これまで計4回の社会教育委員会会議におきまして、これからの生涯学習で重要になる取組や生涯学習を推進した際の未来について、グループワークなどを通じて意見を出し合いまして、

議論を行ってまいりました。議論を通じて出されましたキーワードとしては、学び合い、教え合い、多世代交流、人材育成。それから未来像につきましては、次期推進計画に反映させていただきます。

加えまして、学識経験者5名によります次期北九州市生涯学習推進計画策定等に関する有識者会議を設置し、次期推進計画に対して、専門家による幅広い視点から意見を聴取しました。これまで計2回の有識者会議を開催し、主な意見といたしましては、社会の変動が激しい時代において柔軟性を持った計画が必要であり、具体的な指標を設定するよりも、羅針盤のように大きな方向性や理念を示すことが重要である。また、社会教育士や社会教育主事講習を受講した人々が地域社会で積極的に活動できる場を提供し、その専門性を地域づくりに生かす体制を整えることが重要である。さらには、生涯学習を数字だけで評価することは難しく、数字が目的化しないように注意することが必要であるなどの御意見をいただいております。

4、次期北九州市生涯学習推進計画のポイントについてです。

現在の推進計画の期間中は、新型コロナによる市民生活への影響や生成AIなどの急速な普及、生涯学習を取り巻く環境は、これらのことから予測困難な時代を迎えております。このように予測困難で変化の激しい時代では、これまでのように個別の指標を設ける従来の計画では、時代の変化への対応が困難と考えます。このような状況であるからこそ、次期推進計画では、羅針盤のように大きな方向性や理念を示すことが必要と考えます。

このことから、次期推進計画を北九州市生涯学習ビジョンとし、2040年までのおおむね15年間、2026年から2040年の15年間を対象に北九州市の未来へ向けた生涯学習行政の理念、方向性を示すこととしております。この2040年までという年限は、現在、北九州市で策定中の地域コミュニティビジョンの目標年限に合わせたものとしております。

生涯学習と地域コミュニティは非常に関連が深く、連携して取組を進める必要があるため、歩調を合わせたものとしております。方向性や理念を示した上で、次期推進計画では、その15年間のうちの最初の5年間の取組を中心に策定させていただきます。次期推進計画は、2040年までの15年間を対象としながらも、おおむね5年置きに見直しを図ることとします。

5、今後についてです。

本計画は、各行政分野における基本的な政策を定める計画であることから、パブリックコメントを実施いたします。パブリックコメントの実施時期は、年内を予定しております。その後、パブリックコメントから提出された意見を考慮し、年度末までに最終案を取りまとめ、再度、報告させていただく予定にしております。

それでは、資料2ページの概念図に基づいて説明させていただきます。図の左上を御覧ください。

次期推進計画策定に向けて、まず社会的背景としまして、1、予測が困難となるVUCAの時代が到来したこと。それから、人生100年時代を迎えたこと。地域コミュニティの衰退に伴

い、地域課題が多様化、顕在化していることとしました。

続きまして、その下に、これらの社会的背景の下に進行する社会課題、それから学びのニーズを整備させていただきました。

進行する社会課題としましては、低い幸福度、それから孤独、孤立化の進展、そして既存コミュニティの弱体化の3つ。学びのニーズとしましては、いつでも、どこでも、気軽に学びたい。変化の激しい社会に対応していきたい。豊かな人生を送りたいの3つとしました。社会変化に対応する学びだけでなく、生涯を通じた学びの環境、学びを通じた健康づくりやつながりづくりなど、生涯学習に対するニーズも変化しております。これらのニーズに対する学びの現状を、その下にまとめております。

令和4年7月に内閣府が実施しました生涯学習に関する世論調査によりますと、学びの現状としましては、学んでいない人たちの存在や、学びに対する国、自治体への要望、それから学びを生かしている状況などから、学びの環境や、その成果を生かした活動に関する環境について、まだ十分ではないことがうかがえます。

このような社会的背景や学びの現状などを踏まえまして、次期生涯学習推進計画では、北九州市の生涯学習行政を通じまして、真ん中の赤い部分ですけども、生涯学習を身近に学びと活動で幸せに、知らない誰かのことを私たちごとに変革点としまして、2040年の北九州市の目指す未来としましては、一番上に書いております共に学び、共に育つ共育が拓く町の未来の実現を目指すこととしました。

そこで、今回設定しました未来の実現へ向けた変革のために、次期推進計画である北九州市生涯学習ビジョンを策定します。

次期推進計画のポイントとしましては、右側中央にある3点となります。

1点目は、現在策定中の北九州市地域コミュニティビジョンと歩調を合わせた長期的な視点とすることです。

2点目は、行政だけでなく、企業、NPOなどの多様な力を生かして学びと活動を推進していくこととなります。誰もが学び、その学びを生かせる環境を、行政だけでなく多様な主体と連携して構築していきます。

3点目は、ICTを活用して生涯を通じて学び続けられる仕組みをつくっていくことです。一人一人が学びやすい環境をつくることで、生涯学習の入り口を広げていくとともに、新しいつながりづくりも進めてまいります。

計画の体系としましては、その下に書いております2つのコンセプトと3つの基本方針を設定しております。

計画のコンセプトの1つ目は、学びと活動による関係づくりを通じた多様なコミュニティの醸成としており、生涯学習を通じて持続可能な地域社会を支えるためのコミュニティの醸成を図ります。

2つ目は、その右側になります。私たちごと化を通じた北九州市の未来をつくる人材の育成でありまして、生涯学習を通じて、これまでの知らない誰かのことを、私にも関係や責任がある私たちごとへ変化を促し、学びと活動を通じて北九州市の未来を創る人材育成を進めます。

この2つのコンセプトの下、下にあります3つの基本方針を設定しております。3つの基本方針は、学びと活動、それから地域づくり、そして人づくりという3つの視点で設定しております。

学びと活動の視点では、自分らしく、生き生きと暮らすことができる学びと活動の機会の創出と推進といたしまして、市民一人一人が自分らしく、生き生きと暮らしていくことができるように、多様な学びを提供する環境の整備と、その学びを生かす場の創出に取り組みます。

地域づくりの視点では、持続可能な地域づくりに向けた地域力の育成としまして、市民センターを中心に様々な事業を通じて、学びと活動を通じたつながりづくりを目指し、地域コミュニティの醸成を図り、地域力の育成に取り組みます。

人づくりの視点では、未来の社会の作り手を育て、支える人材の育成としまして、地域の団体や人材との連携を図り、未来の社会の作り手の育成と、その作り手を支える人材育成に取り組みます。

以上、長くなりましたが、次期計画の概要となります。よろしくお願いいたします。

○委員長（村上幸一君） 報告に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、着席のままで結構ですから、簡潔、明確に答弁をお願いいたします。

それでは、質問、意見はありませんか。廣田委員。

○委員（廣田信也君） よろしくお願いいたします。

私もよく、市民センターとか行くと、高齢の皆様がサークルとかでいろいろ学ばれたりとか、すごくいい動きだなと思っていて、そういったところから地域の行事に入って、コミュニティに参加される方もいらっしゃると思うんで、すごくよいことだと思っています。

また、いろいろ今変わることが多いので、今回のビジョンについては、羅針盤のようにいろいろ変わるようにというような発想もいいのかと思うんですが、そこで1個お聞きしたいんですけど、実は私、そういったところをお伺いしているときにお聞きするのが、今ライフスタイルでやっぱり高齢の方で働いている方がかなり多いと聞いて、こういった推進計画を策定するに当たって、高齢者をどう巻き込んでいくとか、そういった発言とか御意見がもしあったようであれば、教えていただけますでしょうか。

○委員長（村上幸一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長 高齢者につきましては、現在、既に高齢者が結構多く活動しております。一つは、若い人を取り込むということもポイントなんですけど、今来られている高齢者にも一緒になって活動していただいて、多世代交流を目指していこうと考えております。以上です。

○委員長（村上幸一君） 廣田委員。

○委員（廣田信也君） ありがとうございます。

今の高齢の方にもお声がけはしているということだったんですが、コミュニティーに参加したいけど、一般の仕事が忙しくてという方もやっぱりいて、いろいろ声かけたいけど、あの人も仕事しているから駄目だったんだよねみたいな感じのこともやっぱり聞くので、これから生涯学習推進計画をつくられるかと思うんですけれども、いろんな形でそういった方が気軽に参加しやすいような仕組みも、また、御検討いただければと思ひまして、要望とさせていただきます。以上です。

○委員長（村上幸一君） ほかに御意見はありませんか。小金丸委員。

○委員（小金丸かずよし君） 小金丸です。よろしくお願ひします。

北九州市生涯学習推進計画、私も社会教育委員として、村上直樹委員と一緒に参加をさせていただきますして、一番いいところは、やはり話合いの場を設けていただいているというところですね、非常に私自身も勉強になりますし、市民に対して説明もすることができます。

1点お尋ねをさせていただきたいんですけども、今この計画にはない部活動の地域展開、私も何名からも説明を求められまして、これは所管が当然違うわけなんですけども、教育委員会としては恐らく市民センターで、地域クラブ発足についても説明会とかを行っているのではないかと思います、その辺の連携をいかように考えていらっしゃるか、教えていただけますか。

○委員長（村上幸一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長 部活動の地域展開についてということですけども、その辺りにつきましては今後の在り方ですとか、どう進めていくのかとかということ、今教育委員会と議論している途中でございます。

○委員長（村上幸一君） 小金丸委員。

○委員（小金丸かずよし君） ありがとうございます。

議論されているということで安心しました。議論されながらも、やはり市民の方の不安であったりとか、学校の部活動が土曜日、日曜日、すみません。ちょっと離れてしまうんですけども、私は一緒に見ています。やはり地域展開イコール学習計画、やはり一セットにして大枠の中で考えていかないといけない点だと思います。

土曜日、日曜日の子供たちの部活動の展開についても、市民の方が非常に関心を持たれていることですので、議論を重ねるのもいいんですけども、やはり説明の場も今後とも持っていただきたい。議員自体が、私たちがやはりこの内容を把握しておかないと、市民に前向きな説明ができないかと私自身も思っていますので、しっかりと勉強していきたく思いますので、御協力いただければと思ひます。ありがとうございます。

○委員長（村上幸一君） 要望と意見でよろしいですか。ほかにありませんか。永井委員。

○委員（永井佑君） お願いします。指定管理者と先ほどのビジョンについてそれぞれ伺います。

指定管理者については、御説明のとおりでした。原則2年延長というのは、何かの要綱で決まっていたのか、確認で、まずお尋ねします。

それから、ビジョンについてです。

私はこのお話を聞いて、今の地域住民が行っている様々なサークル活動とか、例えばグラウンドゴルフとかサークル活動、あと、公園愛護会なんかも含まれるんじゃないかなと思いつら聞きました。あんまり負の面ばかり言っても仕方がないんですけど、存続できない状態がすごく目につくかと最近思っています。やっぱり高齢化とか、もう一つは、1人リーダーがいたとしても、そのリーダーが、例えば、体調を崩してしまったとか、ほかには、そのリーダーに対して非常に重荷になっていったりとか、いろいろ高齢化で孤立していったり、でも、その中でコミュニティーがあって、つながりができて非常によかったんですけど、皆さんが頼れるところがなくて、みんなでどうにか集まろうというので、集まっていたところ、やっぱり誰かにすぎるとなると、1人に比重、抱えるものが増えて、心が本当にしんどくなって、こういうサークルを存続できなくなっているという事例も幾つか見たことがあります。なので、ビジョンの中で触れられているのかもしれませんが、どうやってその地域活動を応援していくか、存続させていくかという点が、私は非常に大事だと思いますから、グラウンドゴルフだったり、サークルだったりとか、数を減少していくと、このビジョンの達成には後退していくと私は思います。一つ一つのサークル活動だったりとかチームだったり、数の把握ですね、市民活動の、地域活動の数の把握というのはどういうふうに捉えていくのか、見解を教えてくださいたいと思います。以上2点です。

○委員長（村上幸一君） WomanWill推進室次長。

○WomanWill推進室次長 延長期間の2年についてでございます。

財政・変革局からの令和7年3月時点での通知文によりまして、条件付の公募施設につきましては、先ほど説明の中で申し上げましたとおり、市政変革推進プランに基づく経営分析の中で検討するため、令和7年度の政策連携団体を相手とする条件付公募については、一律指定期間を原則2年延長することとするという通知文がございました。お配りしております資料の2ページの項目3、今後のスケジュールをちょっと御覧いただきたいんですが、そのスケジュールの中で、集中変化期間が令和6年度、令和7年度、令和8年度とありまして、その中で政策連携団体の役割の明確化を決めるとともに、それを踏まえた人的、財政的な支援、関与ルール、こういったものの方向性を検討して、令和8年度に結論を出すこととなっております。

それを踏まえまして、令和9年度に次期指定に向けた選定作業に入るところを踏まえて、2年間という期間を設けているということでございます。以上でございます。

○委員長（村上幸一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長 地域クラブの数の把握ということでございます。

市民センターで活動されているクラブ数につきましては、今、市内全体で約4,000クラブございます。それにつきましては、毎年数を把握するようにしております。

委員がおっしゃられましたように、高齢化ですとか業務の負担ですとか、そういった形で少しずつそういったクラブが減少しているという事実も把握しております。

今後につきましては、やはりこのビジョンで多世代交流ですとか、また、学びから活動へつなげるですとか、そういったものをしっかりと取り組みながら担い手づくりの育成にも努めていきたいと考えております。そういったことで、地域クラブの継続ですとか新たなクラブが生まれますとか、また、学んだ方が新しく地域に出て何か活動を始めるとか、そういった具合に取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○委員長（村上幸一君） 永井委員。

○委員（永井佑君） すみません。ありがとうございました。

この指定管理者とは、議決されない場合の対応については、どこまで話しているんですかね。

○委員長（村上幸一君） WomanWill推進室次長。

○WomanWill推進室次長 議決されない場合、要は、ちょっと条件付公募になるかどうかは、ごめんなさい。延長が議決されなければ、場合によっては直営になるとか、そういう様々な選択肢が出てくるかと思いますが、今の段階では、一応議決を前提に政策連携団体とも調整を進めているというところがございます。以上でございます。

○委員長（村上幸一君） 永井委員。

○委員（永井佑君） 直営というのは、市の直営ですよね。じゃあ、従来どおり戻すという視点ということですかね。

○委員長（村上幸一君） WomanWill推進室次長。

○WomanWill推進室次長 現在のアジア女性交流・研究フォーラムに指定管理をしておりますので、これはもう平成18年から続いておりますので、戻すということは、かなり昔の形態になるということかと思われまます。以上でございます。

○委員長（村上幸一君） 永井委員。

○委員（永井佑君） 分かりました。議案が出るとしますので、その際に、また、議論させていただきたいと思います。

先ほどの御説明、ありがとうございました。市民センター、確かに関連するクラブは4,000クラブあると思いますが、そのほかにも、そこに所属していない、例えば、地域の公民館とか御自宅でやられている様々なサークルがあると思います。例えば、グラウンドゴルフとかで言うと、公園愛護会と一緒に草刈りとかを今までいろいろやっていたけど、御存じのとおり、例えば、80歳オーバーの方がメインでやられていますから、本当になかなか難しいという話をよく聞きます。担い手も見つからないとか、いろいろ御意見も伺いますし、その中で今まで公園愛護会に入っていたけど、例えば延長しなくなって、グラウンドゴルフだけは存続して

いるけど、草刈りが大変ですよ、そういう点もあって、今後どうしようかというチームも幾つか聞いたことがあります。私が聞いたのは八幡西区ですけど、やっぱり市内全域の問題であると思いますので、こういう一つ一つの市民センターに関連するクラブだけではなくて個人でやられている、私は貴い活動だと思うんですね、孤立させないとか、例えば、外部の講師を呼んで生活を向上させるような体操の仕方とか、介護保険の仕組みとか、皆さんで学習をしているところも聞いたことがありますから、そういう点でも、一定の基準を定めるのではなくて、こういうところは緩やかに市民の活動を応援するという点でも、ぜひつかんでいただいて、やっぱりビジョンを達成するためには、総務市民局だけで達成できるとは考えていません。さっきのグラウンドゴルフで言えば、都市整備局も絡んできたりとか、先ほどの部活動であれば、教育委員会も絡んでくることなので、ぜひほかの部局とも協議をしていただいて、障害があって前に進まないとかをぜひ省いていただきたいなと思います。以上です。

○委員長（村上幸一君） ほかに御意見はありませんか。ここで副委員長と交代します。

（委員長と副委員長が交代）

○副委員長（大久保無我君） 村上幸一委員。

○委員（村上幸一君） また、私から一つ質問がありまして、まず指定管理者の件で、2年間延長するという議案を提出されるということなのですが、指定管理そのものは令和3年度から、今期間中ですよ。コロナ禍からで、今物価とかも非常に高騰しています。人件費も上がってきました。その中で、さらに2年延長する上で、指定管理料というのはどのように考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

それと生涯学習の件なんですけど、この資料の中に、2040年に4割以上が単身世帯、そのうち2割が65歳以上の高齢者というこの数字、すごい数字だと私自身思っています。今のは全国平均の数字、北九州市は、さらにそれよりも数字としては大きなものになってくるんじゃないかなと私は思っているんですけども、今回の新しい計画の中に学びの場を、また、新たに提供していくことになると思いますが、場の提供は当然として、こういう単身世帯の人にはいかに参加してもらうのか、その辺のところはどう考えていらっしゃるのか、お聞かせいただきたいと思います。以上です。

○副委員長（大久保無我君） WomanWill推進室次長。

○WomanWill推進室次長 物価上昇を踏まえた指定管理2年延長の件でございます。

指定管理2年延長につきましては、当然、そういったことも含めた、現行の指定管理者の承諾が必要と考えておりまして、延長する令和8年度、令和9年度の指定管理料につきましては、令和2年度の公募の際の業務内容や要求水準、こういったものを維持した上で、人件費や物価の上昇を見込んだ金額を上乗せして提示させていただいております、その金額等々も含めまして、財政・変革局及び現指定管理者の了承を得ているというところでございます。以上でございます。

○副委員長（大久保無我君）生涯学習課長。

○生涯学習課長 単身世帯の人に参加を促す件につきましては、確かに委員がおっしゃるように、孤独、孤立化の進展というのが非常に大きな問題となっております。そういうことを踏まえまして、今回の変革点では、学びと活動で幸せにということと、知らない・誰かのことを私たちごとにとということで、自分たちごとにしなして、そういうことで地域活動に当たり、また、情報発信も同じようなことで、現状の情報発信だけではなく、高齢者ということで、なかなかICTを使うのは難しいかもしれませんが、地域と一緒にあって、高齢者の方にもお声かけをするなど、今後具体的な策を、また、このビジョンの検討会議の中で話をしていきたいと思っております。

○副委員長（大久保無我君）村上幸一委員。

○委員（村上幸一君）指定管理料は上がっていくとか、その辺のところは議案とかに出てくるわけですかね、そういうことですね。そのとき、また、お話を聞きたいと思います。

生涯学習の件なんですけど、一人暮らしの方にも声をかけていくという説明は受けたんですが、それで本当にそのようになるのかなという、ちょっと心配はあります。僕もいろんな地域の行事とか、同じ町内の行事とか、これは生涯学習じゃないかもしれませんが、参加しますが、やっぱり来る人は同じ人なんですよね。生涯学習も、その傾向というのは当然出てくるだろうと思っているんですよ。そういう人たちが今まで来ていない人にいかに声をかけていくかというところが、僕はポイントだと思っていますので、その辺も、ぜひ今回、次期の生涯学習推進計画の中に踏まえていただきたい。今のお話だけでは、今まで来ていなかった人もこれで作るなどは正直私は思えませんでした。ですから、その辺のところもしっかり踏まえた計画をつくるように、私から要望させてもらいたいと思います。以上です。

○副委員長（大久保無我君）ここで、委員長と代わります。

（副委員長と委員長が交代）

○委員長（村上幸一君）ほかに質問、意見ございませんか。

ほかになければ、以上で報告を終わります。

以上で本日の委員会は閉会いたします。

総務財政委員会	委員長	村上幸一	印
	副委員長	大久保無我	印